

会 議 録（要 旨）

会 議 名	第7回武蔵村山市市民協働推進会議
開 催 日 時	平成26年1月16日（木）午後6時～9時
開 催 場 所	中部地区会館403集会室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：（委員）渡辺龍也、鴻田臣代、瀬口圭志、比留間英世、高橋茂明、北口良夫、本間由美子、前田啓子、山田行雄、比留間毅浩 （事務局）協働推進課長、協働推進課主査、協働推進課主事2名
委員の委嘱等	1 委嘱書の交付 2 市長挨拶 3 委員の紹介
報 告 事 項	武蔵村山市協働事業提案制度及び市民協働推進会議の所掌事項等について 1 武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱 2 武蔵村山市市民協働推進会議要綱 3 平成26年度の市民協働推進会議の開催予定
議 題	1 座長及び副座長の互選について 2 会議の公開に関する運営要領の制定について 3 協働事業提案制度の提案事業の審査要領の改正について 4 協働事業提案制度実施要綱の改正について 5 協働事業提案制度実施事業補助金の対象経費について 6 その他 1 次回以降の会議の開催日程 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1 座長及び副座長の互選について 座長は渡辺委員、副座長は北口委員とする。 議題2 会議の公開に関する運営要領の制定について 事務局案の運営要領を承認する。 議題3 協働事業提案制度の提案事業の審査要領の改正について 第二次審査対象事業及び採択すべき事業の選定基準は現行のままとし、第二次審査対象事業の選定は第一次審査の選定基準を満たした上位10団体を目安にするものとする。 議題4 協働事業提案制度実施要綱の改正について (補助限度額について) 協働型事業は80万円を上限とし、団体育成型事業は25万円を上限とする。 (第5号様式及び第6号様式について) 事務局案の修正を承認する。 議題5 協働事業提案制度実施事業補助金の対象経費について 結論は保留とし、次回も引き続き議論を行う。 議題6 その他 1 次回以降の会議の開催日程 次回の会議は、平成26年3月6日（木）午後6時30分から中部地区会館402学習室ABで開催する。 2 事業報告会の開催日程 平成26年4月17日（木）および24日（木）午後6時から市民総合センター集会室で開催する。

審 議 経 過
(主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)

(発信者)
□印：座 長
○印：委 員
●印：事務局

委員の委嘱等について

- 1 委嘱書の交付
- 2 市長挨拶
- 3 委員の紹介

報告事項 武蔵村山市協働事業提案制度及び市民協働推進会議の所掌事項等について

- 今回、委員に就任した10名の内、7名が再任、新任が3名となっている。新任の3名には既に協働事業提案制度及び市民協働推進会議の内容等を説明しており、ここでは、改めて確認しておきたいことなどについて質問を受けたい。何か質疑等はあるか。

-なし-

議題1 座長及び副座長の互選について

- 議題1を協議いただきたい。本来は仮議長を選出し、そのもとで座長、副座長の互選を行うが、進行の都合上事務局で進めさせていただきたいが、異議はあるか。

- 異議なし -

- 次第5ページの会議要綱第3条第1項の規定に基づき、座長、副座長の互選を行う。意見をいただきたい。

- 協議 -

- 座長に渡辺龍也委員、副座長に北口良夫委員との意見が出たが、異議はないか。

- 異議なし -

- 座長に渡辺龍也委員、副座長に北口良夫委員と決定する。座長、副座長が選任されたので、ここからは座長に進行を引き継ぎたい。

議題2 会議の公開に関する運営要領の制定について

- 市政運営の透明性及び公正性を高めるために、平成19年に武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針が定められており、この指針の第3条において、会議の公開の可否は、附属機関等の長が会議に諮って決定すること、さらに第8条において、会議を公開することと決定したときは、会議に諮って、会議の公開に関する運営要領を定めることとしている。これにより、まず、本会議の公開の可否を審議していただきたい。

- これまでは原則公開、提案の審査に関し一部非公開としてきたが、これからも従来通りでよいか。

- 異議なし -

- 原則公開とし、会議内容により随時審議を行い、必要な場合は非公開とすることに決定する。

- 武蔵村山市市民協働推進会議の公開に関する運営要領の承認をお願いしたい。

- 武蔵村山市が設置する他の会議でも同様の要領を用いているのか。

- ほぼ同様の要領を用いている。

- 第4条の「会議の一部を公開するときは、まず非公開情報以外に係る審議を行い、当該審議の終了後、傍聴者を退席させた上で非公開情報に係る審議を行うものとする」とは、具体的にどういうことか。
- 例えば、第二次審査において、団体の発表とそれに係る質疑等を先に公開して行い、その後傍聴者に退席してもらい、審査選考を非公開で行うというものである。
- 運営要領について、他に意見や質問等あるか。
- なし -
- 運営要領を承認する。

議題3 協働事業提案制度の提案事業の審査要領の改正について

- 第二次審査対象事業と採択すべき事業の選定基準を変更してはどうかという提案をしたい。審査は5点満点の審査項目を設け、委員10人が評価を行い、その得点により決定している。第二次審査対象事業の選定基準を、現行の5割から6割に、採択すべき事業の選定基準を6割から6割5分に、それぞれ引き上げてはどうか。第一次審査においては現状でもすべての団体が6割以上の得点に達しており、第二次審査においては、7割に引き上げてしまうと現状では1団体だけの採択になってしまうことから、6割5分が適切ではないかというのが理由である。次に、第二次審査対象事業の団体数について、第一次審査の上位10団体という規定を設けてはどうか。本年度、市が採択すべき事業と決定したのは5団体であり、本会議において10団体を超えて選定したとしても、市が決定する可能性は低い。また、時間の都合上、一日に審査できる団体は3団体が限度であり、10団体であれば審議も含めて4日間で行えるというのが理由である。ただし、第一次審査の点数が6割以上の団体が10団体に満たない場合は、点数が6割未満の事業でも、会議に出席した委員の過半数の推薦によって第二次審査対象事業とすることができる。次に、第一次審査及び第二次審査において、点数が同点の場合の取扱いについては、出席した委員の投票により順位を決定し、得票数が同数の場合は座長が決定する、と規定してはどうか。
- 第二次審査対象事業が10団体に満たなくても、第一次審査で点数が6割未満の団体を、無理に採択すべき必要はないのではないか。
- 第一次審査だけでは事業の内容を評価しきれない場合もあると思うので、得点が6割未満の団体も第二次審査の対象とする場合がある規定をしてもよいのではないか。
- 極端な例だが、第一次審査で合計6割以上の点数を得た団体が1団体しかなかった場合等を考えると、このような措置があった方がよいのではないか。
- 選定基準の引き上げは、まだ時期尚早ではないか。本制度3年目で選定基準を上げてしまうと、これから事業の提案を検討する団体が敬遠してしまう恐れがある。
- 協働事業提案制度はまだ市民における認知が低く、周知や市民の意識向上を優先すべきであり、これから提案団体の増加とともに基準の引き上げを行っていった方がよいのではないか。
- 税金を用いて補助を行うのだから、普通ではない画期的な企画である必要があり、選定の基準を上げることは良いことだと思う。不採択すべき団体は、不採択すべき理由等を踏まえてさらに改良し、次年度も事業を提案してもらえば良いのではないか。
- 上位10団体まで、と規定する必要があるのか。例えば10位の団体

と11位の団体の点差が1点などの僅差だった場合、11位の団体を切るのではなく、協議をしてはどうか。上位10団体を目安に、としても良いのではないか。

- 多くの団体から応募を集めるためにも、合格基準は現行通りとし、上位10団体を目安にするのが良いのではないか。
- 第一次審査及び第二次審査の選定基準は現行のままとし、合計得点の上位10団体程度を目安にすることとする。異議はないか。
 - 異議なし -
- 点数が同点の場合の取扱いについて、意見等はないか。
 - なし -
- 事務局案を承認する。

(第一次審査及び第二次審査における文言について)

- 第一次審査において選定基準を満たした団体を「第二次審査対象事業」とし、第二次審査において選定基準を満たした団体を「採択すべき事業」と表現したら適切ではないか。
 - 異議なし -

議題4 協働事業提案制度実施要綱の改正について

(補助限度額について)

- 補助限度額について、現行では協働型事業は100万円、団体育成型事業は30万円という上限を設けている。改正案として、協働型事業を80万円、団体育成型事業を20万円という上限額を提案したい。平成26年度に審査を行い、平成27年度に実施する事業から適用したいと考えている。他の自治体と比較して高額であること、上限を下げることにより多くの団体に事業を実施してもらえることが理由である。
- 予算額を減らすことが目的ではなく、一つでも多くの団体に事業を実施してもらいたいという主旨で良いのか。
- そのとおりである。
- 団体育成型事業の10万円の差は、これから事業を提案する団体には、大きな減額なのではないか。25万円くらいではどうか。
 - 異議なし -

(第5号様式及び第6号様式について)

- 第5号様式において、補助金交付予定金額の欄を加える理由を教えてください。
- 明らかに補助対象外と考えられる経費がある場合等、団体が申請した金額よりも少ない金額しか認められない場合は、それを通知書に記載する必要があると考えるからである。
- 第5号様式及び第6号様式の変更について、何か意見等あるか。
 - なし -
- 事務局案を承認する。

議題5 協働事業提案制度実施事業補助金の対象経費について

	<ul style="list-style-type: none"> ● 人件費については補助対象経費の60%以内と規定しているが、その他経費については特段の規定はない。そこで報償費については60%以内、委託料については50%以内と規定するのはどうか。総事業費のうち、報償費や委託料の割合が大きすぎると、市が事業を実施するのと変わらない。 □ 総事業費の中で、補助対象となる経費の60%、50%なのか、補助金額の中の60%、50%までということなのか。 ● 補助対象となる経費の60%、50%ということである。補助金額をどれくらいの割合で各経費に配分するかは団体に任せるものと考えている。 □ 例えば、総事業費が300万円で、報償費がその60%の180万円とした場合、補助金を全てそれに充てることは認められるということか。 ● そのとおりである。あくまで、実際の経費に対する充当先まで縛るものではない。 □ それでは、補助対象経費の60%、50%ではなく、総事業費の60%、50%とした方が適切ではないか。 ● 例えば、総事業費を300万円とした時に、補助対象とならない経費が20万円ある場合、補助対象となる経費は280万円となり、そのうちの60%までを報償費として認めるという意味である。 □ 時間内に明確な結論を出せないなので、今回は保留とし、次回も引き続き議論を行うことで良いか。 <p>- 異議なし -</p> <p>議題6 その他</p> <p>1 次回の会議について</p> <p>- 協議 -</p> <p>□ 平成26年3月6日（木）の午後6時30分からとする。異議はないか。</p> <p>- 異議なし -</p> <p>2 事業報告会について</p> <p>- 協議 -</p> <p>□ 平成26年4月17日（木）及び24日（木）の午後6時からとする。異議はないか。</p> <p>- 異議なし -</p>
--	--

<p>会議の公開・非公開の別</p>	<p>■公開 傍聴者： _____ 0 人</p> <p>□一部公開</p> <p>□非公開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <p style="font-size: 2em;">{</p> <p style="text-align: center;">武蔵村山市情報公開条例第8条第4号に定める情報のため</p> <p style="font-size: 2em;">}</p>
--------------------	--

<p>会議録の開示・非開示の別</p>	<p>■開示</p> <p>□一部開示（根拠法令等：武蔵村山市情報公開条例 _____）</p> <p>□非開示（根拠法令等： _____）</p>
---------------------	--

庶務担当課

生活環境部 協働推進課 (内線： 242)

(日本工業規格A列4番)